平成２９年（フ）第３００号
宮崎市祇園１丁目76番地　アルカディア祇園301号
破産者　横山　勝美
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５４号
宮崎市大字浮田1664番地３、前住所宮崎市清水１丁目８番44号　瀬尾ハイツＢ棟２号
破産者　城戸　正行
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４４２号
鹿児島県いちき串木野市日出町11414番地１
破産者　中村　理香
1　決定年月日　平成30年３月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６２号
福岡県久留米市合川町2063番地13
破産者　土屋　寛泰
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第７９号
福岡県久留米市城島町江上上６番地３　県営城島団地７棟301号
破産者　小田木宣子
1　決定年月日　平成30年１月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２２１号
兵庫県伊丹市西野５丁目305番地　県住西野高層105号
破産者　入江　　誠（旧姓武内）
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１６４号
熊本県山鹿市菊鹿町下内田2095番地１、開始決定時の住所熊本市南区出仲間八丁目９番３―808号
破産者　末岡　　潔
1　決定年月日　平成30年３月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８８２号
埼玉県和光市広沢１番８号103、旧住所神奈川県横浜市港北区菊名５丁目24番20―203号
破産者　永田　志仁
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０１号
埼玉県朝霞市溝沼２丁目２番18号　ペアーパレス303、破産手続開始時の住所埼玉県新座市野火止８丁目11番16―406号
破産者　髙橋　宏明
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９２号
奈良市東九条町960番地　県住姫寺団地２―103号
破産者　浅生　一幸
1　決定年月日　平成30年３月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１９５３号
北海道江別市野幌屯田町31番地の５
破産者　湊　　裕美
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８３号
仙台市泉区南中山１丁目15番地の１、従前の住所札幌市北区屯田七条11丁目２番１―103号
破産者　峯　　聡子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２３号
静岡県浜松市中区小豆餅１丁目30―18、開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘北１丁目38番31―503号アーバンライフ高丘
破産者　鈴木　明博
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
静岡県磐田市二之宮1315番地１レインボーほんま４Ｆキキョウ、前住所静岡県磐田市中泉2150番地１
破産者　太田美智子
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１７号
名古屋市中村区日ノ宮町２丁目105番地、従前の住所名古屋市緑区滝ノ水２丁目201番地の２　宝マンション滝ノ水第５　Ｂ棟203号
破産者　中村　隆夫
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５５３号
名古屋市中川区法華西町３丁目27番地の２　レオパレス法華西町302号
破産者　山口　勝広
1　決定年月日　平成30年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部